

社団法人部落解放・人権研究所

理事長 寺木 伸明 様

2007年12月6日

大阪精神障害者連絡会

代表 山口 博之

大阪市東成区大今里1-15-22

TEL06-6973-1287

FAX06-6973-1289

貴研究所の定款に関する要望書

貴研究所におかれましては、長年、人権問題に対する研究活動を積み重ねて来られ、人権文化の発展に大きな役割を果たしてこられたことは、私たち精神障害者にとっても大変心強い思いです。

しかしながら貴研究所の定款について、精神障害者の立場から大変残念な内容がありましたので、改めていただきたく問題点を指摘し、以下を要望する次第です。

1. 問題の箇所

定款第三章第八条「会員は、次の事由によってその資格を喪失する。」の第2項「禁治産および準禁治産又は破産の宣言を受けたとき。」

2. 問題点

「禁治産」「準禁治産」という、1898（明治31）年制定された民法に基づく差別的な制度を容認した表現を使用し、欠格事由として定め、且つ、2000（平成12）年4月に禁治産・準禁治産制度が障害者本人の自立生活を支援する立場ではないとして民法の改正が行われ、成年後見制度に改められたにもかかわらず、それ以降もそのまま何ら論議されることもなく定款に記載されたままになっているという事実です。このことは貴研究所が、障害者への差別に対する認識を欠いていると言わざるを得ません。

3. 「禁治産」「準禁治産」制度の問題点

禁治産・準禁治産制度については、旧民法第七条から第十三条において定められています。

「禁治産者はいかなる行為も単独では行うことができない。後見人の同意を得て行った行為であっても取り消すことができる。」（同法第九条）

「準禁治産者は、一定の重要な行為をおこなうには保佐人の同意が必要であるがそれ以外は単独で行うことができる。」（同法第十二条）

なお、以前には妻も能力が制限され、準禁治産者とほぼ同一に取り扱われていまし

たが、戦後の改正で改められました。

禁治産・準禁治産の対象は、認知症、知的障害者、精神障害者などの成年者であり、この制度の主目的は、高齢者や障害者本人の利益を保護するというのではなく、家制度のもとでの財産保全であり、第三者の取引の安全を図ることでした。

「禁治産」「準禁治産」という言葉は自分の財産を治めることを禁じるという意味です。禁治産・準禁治産は家裁によって「宣告」されることになっていました。禁治産・準禁治産者宣告を受けると、単独での法的行為や選挙権の剥奪、国家公務員や医師・看護師になれないなど法の中に欠格条項として定められ、さまざまな職種に就くことができません。大幅な権利の剥奪・制限を私たちは強いられてきました。また、禁治産者・準禁治産者ということが官報に公告され、戸籍にも記載されることになっていました。一方、後見人は非常に強い権限を持ち、一度後見人に選任されると裁判所の監督も非常に弱く、後見人によっては財産を濫用する者もいました。禁治産・準禁治産制度は、建前上は障害者の保護とされていましたが、本質はこのように障害者を社会から排除するための制度でした。

近年になって、ノーマライゼーションの理念が掲げられ、高齢者や障害者本人の自己決定権を尊重した自立生活を支える制度へと転換が図られました。禁治産・準禁治産制度は2000年4月に改正され、「成年後見制度」に改められました。成年後見制度では、禁治産・準禁治産という用語が廃止され、判断能力の程度によって重い方から順に、「後見」・「保佐」・「補助」という3類型を設け、それぞれ「成年後見人」・「保佐人」・「補助人」をつけることにし、本人の行う法律行為を支援することになりました。また、任意後見制度が新設され、本人が十分な判断能力があるうちに将来自分判断能力がなくなったときに備えて、あらかじめ自分の選んだ代理人に自己の財産管理や療養看護等について代理権を与えるという委任契約を結ぶことができるようになりました。

しかし国家公務員法・医師法をはじめ、多くの条項が単なる表現の置き換えで終わっています。欠格条項の存在は、障害者を排除することを法的に認めていることです。私たちが求めるものは欠格条項の撤廃です。

3. 要望

以上のような理由により、私たちは精神障害者として、貴研究所が障害者問題についての自らの認識不足を真摯に反省し、欠格条項撤廃への障害者運動の歴史的経緯に学び、定款第八条第2項を削除するとともに、「この法人は、部落差別をはじめ一切の差別の撤廃をはかり、人権確立社会の実現をめざすため、歴史、社会、経済、法律、文化、教育、運動に関する調査、研究並びに教育、啓発活動を実施するとともに、会員相互の研修を行ない、もってこれらの問題のすみやかな解決に寄与することを目的とする。」という貴研究所の理念を再認識し、障害者問題に対する認識を深め、障害者の自己決定権を尊重する立場に立った幅広い人権問題に対する研究活動が行われるよう、強く要望します。